コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　ADEKA CORPORATION

最終更新日：2016年7月1日
株式会社ADEKA
代表取締役社長　郡　昭夫
問合せ先：法務・広報部長　影島　光
証券コード：4401
http://www.adeka.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、コーポレート・ガバナンスの強化を、経営上の最重要課題と認識しています。
当社では、取締役会の合議制による意思決定と監査役制度によるコーポレート・ガバナンスが、経営機能を有効に発揮できる最適なシステムであると 判断しており、現在の体制が有効に機能していると認識しています。これに独自の改良を加えていくことで、経営体制の改革とさらなる強化に 積極的に取り組んでまいります。
経営体制の改革・強化に向けた具体的な取組みとして、当社は、経営の意思決定の迅速化と事業遂行の役割（責任と権限）の明確化のため、執行役員制度の採用、経営会議の新設、取締役員数の最適化と任期短縮等の経営機構改革を相次いで実施し、経営効率の一層の向上を図りました。
また、2008年6月に役員退職慰労金制度の廃止を含む、役員報酬制度の見直し、改定を行いました。今後もインセンティブ向上のため、さらなる見直しを進めてまいります。
取締役会の監督機能強化と経営の透明性の確保の観点から、2006年6月より社外取締役を導入しました。2008年11月に前社外取締役が逝去し社外取締役不在の期間がありましたが、2010年6月の定時株主総会で社外取締役1名を選任、2015年6月の定時株主総会でさらに1名を選任し、現在2名の独立社外取締役が在任しています。
また、2007年6月に、大規模買付行為に関する取締役会の判断及び対応の公正性・透明性を担保するため、取締役会の諮問機関として、独立性の高い社外役員と社外有識者で構成される独立委員会を設置しています。
当社は、内部統制システムの強化にも取り組んでいます。2005年7月に設置した業務監査室は、公正で独立的な立場で、全部門の業務遂行の適正性と妥当性についての内部監査を行い、経営トップに対し監査結果の報告と改善の提言等を行っています。また、2007年3月に設置した内部統制推進委員会は、会社法及び金融商品取引法上の内部統制システムの整備と強化を進めています。
当社では、株主の皆様との建設的な対話を重視し、ご意見を経営に反映すべく、開かれた総会運営を目指しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づき開示が求められる項目のうち主要なものについては、
「ADEKAグループ　コーポレートガバナンス・ガイドライン」（以下、「CGG」という）として、当社ホームページ上に掲載しております。
（http://www.adeka.co.jp/ir/library/pdf/cgg.pdf）

【原則1-4】政策保有に関する方針・政策保有株式に係る議決権行使の基準（CGG　別紙11）
【原則1-7】関連当事者間の取引に関する適切な手続の枠組み（CGG　第25条）
【原則3-1】情報開示の充実
(i)のうち、会社の目指すところ（経営理念等）（CGG　第2条）
(ii)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と方針（CGG全体）
(iii)経営陣幹部・取締役の報酬決定方針・手続（CGG　別紙4）
(iv)経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補者の指名方針・手続（CGG　別紙3）
【補充原則4-1-1】取締役会自身の権限と、取締役会が経営陣に対して委任する範囲（CGG　別紙1）
【原則4-9】独立社外取締役の独立性判断基準（CGG　別紙2）
【補充原則4-11-1】取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスや多様性及び規模に関する考え方／取締役の選任に関する方針・手続（CGG　第6条、別紙3）
【補充原則4-14-2】取締役・監査役に対するトレーニングの方針（CGG　別紙5）
【原則5-1】株主との対話に関する方針（CGG　別紙9）

CGGに記載していない項目及びその開示先は以下の通りです。

【原則3-1】情報開示の充実
(i)のうち、経営戦略及び経営計画
当社ホームページ「中期経営計画説明会資料」に掲載しております。（http://www.adeka.co.jp/ir/library/pdf/STEP3000sc.pdf）
(v)個々の選任・指名についての説明
招集通知　参考書類　役員選任議案に記載しております。

【原則4-8後段】3分の1以上以上の選任が必要と考える場合の取組み方針
現時点において、当社では3分の1以上の独立社外取締役の選任が必要とは考えていないため、開示は不要と考えております。

【補充原則4-11-2】取締役・監査役の兼任状況
招集通知の事業報告「役員の状況」及び参考書類の役員選任議案に記載しております。

【補充原則4-11-3】取締役会全体の実効性に関する分析・評価の結果の概要
当社は、取締役会の実効性を高め企業価値を向上させることを目的として、毎年度末に取締役会の実効性に関する分析・評価を実施することとしております。（CGG　第17条）
当年度末、取締役・監査役全員を対象に、取締役会の規模、メンバーの多様性・専門性、付議事項、取締役会の事前準備、議事運営、議論の活性度や取締役会の戦略決定機能・監督機能等に関する自己評価アンケートを実施し、その集計結果をもとに、社外役員のみによる会合及び取締役会にて、取締役会の実効性に関する分析・評価を行った結果、現時点で、当社取締役会は適正かつ効率的に運営されており、経営上の重要事項の決定と業務執行の監督を適切に行うための実効性が十分に確保されていることを確認しました。

今後の課題としては、取締役会の重要な役割・責務である、中長期的な経営戦略等、経営の大きな方向性の審議に、社外取締役・社外監査役の客観的かつ専門的な視点からの意見・助言を活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化を図っていく必要があると認識しました。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	6,582,300	6.35
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,691,900	4.53
朝日生命保険相互会社	4,053,600	3.91
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	3,770,000	3.64
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	3,059,200	2.95
ジェーピー モルガン チェース バンク 380634	2,917,200	2.81
全国共済農業協同組合連合会	2,687,600	2.59
ADEKA取引先持株会	2,619,400	2.53
農林中央金庫	2,244,000	2.16
日本ゼオン株式会社	1,881,500	1.82

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
永井和之	学者											
矢野弘典	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
永井和之	○	――	長年、大学の法学部で商法(会社法)の教鞭を取り、弁護士資格も有しています。総長・学長として大学の経営に携わった豊富な実務経験と高度な専門知識を活かし、当社経営全般への助言・提言をいただけるものと考え、選任しております。 また、当社子会社、主要な取引先、大株主の業務執行者であったなどの事実はなく、 高い独立性を有していることから、独立役員として指定しています。
矢野弘典	○	――	同氏は、株式会社東芝欧州総代表 兼 東芝ヨーロッパ社社長、中日本高速道路株式会社会長や社団法人日本経済団体連合会専務理事を歴任されるなど、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識及びグローバルな知見を有しております。それらの経営者としての豊富な経験や見識、知見を活かし当社経営全

			般への助言・提言をいただけるものと考え、選任しております。また、当社子会社、主要な取引先、大株主の業務執行者であったなどの事実はなく、高い独立性を有していることから、独立役員として指定しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は緊密な連携を保ち、会計監査人の監査計画や監査結果の報告を受けるだけではなく、随時、必要な情報交換や意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
奥山　章雄	公認会計士													
竹村　葉子	弁護士										○			
佐藤　美樹	他の会社の出身者										○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
奥山　章雄	○	――	公認会計士としての会計・財務に関する高度な専門性と豊富な実務経験から監査及び助言をいただけるものと考え、選任しております。また、当社子会社、主要な取引先、大株主の業務執行者であったなどの事実はなく、高い独立性を有していることから、独立役員として指定しています。
			弁護士として、企業法務に精通していることか

竹村　葉子	○	同氏は、当社が顧問契約を締結している複数の法律事務所の一つに所属していますが、当社が同事務所に支払っている報酬額は年額420万円（月額35万円）であり、金額は双方にとって僅少であります。また、同氏は当該顧問契約に基づく依頼案件には関与しておりません。	ら、法律的な見地から専門的な立場で監査及び助言をいただけるものと考え、選任しております。 また、同氏の所属する弁護士事務所との間で、顧問契約に基づき毎月顧問料を支払っておりますが、金額が双方にとって僅少であること、及び、顧問契約に基づく依頼案件への同氏の非関与性から、同氏の独立した立場からの監査・監督という役割及び機能は充分に確保されているものと判断し、独立役員として指定しています。
佐藤　美樹	○	当社は、同氏が代表取締役を務める朝日生命保険相互会社と借入等の取引があります。	人格、識見とも優れ、また、金融機関の経営者として豊富な経験を有するなど、会社業務の全般ならびに財務・会計に精通していることから、社外監査役として適任であり、 大所高所より監査・助言をいただけるものと考え、選任しております。同氏は、当社の株主である朝日生命保険相互会社の代表取締役社長を務めており、当社と同社の間に借入等がありますが、取引規模は独立性に影響を及ぼすものではなく、また、同社は主要株主に該当しないため、その独立性に問題はないと認識し、独立役員として指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

2008年6月に取締役・監査役の退職慰労金制度を廃止し、役員報酬体系の見直しを行いました。
当社の役員報酬は、職務執行の対価としての役員報酬と当該事業年度における会社と個人の業績に連動した役員賞与で構成されています（社外取締役及び監査役は賞与支給対象外）。
さらに、中長期的な業績や株価向上へのインセンティブにつなげるため、当社では、業務執行取締役及び執行役員には、職位に応じた当社株式の保有数の基準（持株基準）を設定し、これらの役員等は、報酬の一部の役員持株会への拠出や市場での購入等により、持株基準数以上を取得し、在任期間中、継続保有することとしております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の報酬
取締役12名　235百万円　（2016年3月末時点）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬は、職務執行の対価としての役員報酬と、当該事業年度における会社と個人の業績に連動した役員賞与で構成されます。
株主総会で決議された限度額の範囲内において、取締役の報酬については、取締役会で決定した報酬基準を基礎として、代表取締役社長が報酬案を策定し、取締役会での審議に先立ち、独立社外取締役に事前説明を行い、独立社外取締役の意見・助言を踏まえて取締役会決議により決定します。監査役の報酬については、監査役の協議により決定します。
役員賞与は、取締役賞与については、株主総会で決議された限度額の範囲内で、各事業年度の業績、従来の役員賞与額、その他諸般の事情を総合的に勘案して、代表取締役社長が策定し、取締役会での審議に先立ち、独立社外取締役に事前説明を行い、独立社外取締役の意見・助言を踏まえて取締役会決議により決定します。
社外取締役及び監査役に対しては、賞与を支給せず、職務執行の対価としての役員報酬のみを支払います。
執行役員の報酬については、取締役会で承認された報酬基準を基礎として、代表取締役社長が決定する額を支給します。
また、中長期的な業績や株価向上へのインセンティブにつなげるため、業務執行取締役及び執行役員に各職位に応じた当社株式の保有数の基準(持株基準)を設定し、これらの役員等は、報酬の一部の役員持株会への拠出や市場での購入等により、持株基準数以上を取得し、在任期間中、継続保有することとしております。
役員等の報酬基準は、当社の事業規模及びグローバル人財確保の観点から業界水準を勘案して設定し、適宜、見直しを図るものとします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

1. 社外役員就任前に当社の事業内容、財務内容、組織等についてのオリエンテーションを行い、その後は、社外役員から要望があった場合に、適宜、研修、当社施設の見学や情報提供等を行っております。
2. 取締役会の開催に先立ち、取締役会資料の事前配布を行い、社外役員から追加資料や情報の提供等を求められた場合、取締役会事務局(秘書室)が各関係部門との連絡・調整を行い対応しています。
3. 社外役員が、取締役会、監査役会、その他の会議に出席した際、または随時、当社の業務や経営状況について説明を行っているほか、適宜、社外役員と代表取締役との協議・連絡の場を設け、会社の経営についての報告を行っています。
4. 当社と社外役員との間で責任限定契約を締結しております。
5. 監査役の職務を補助するため、業務監査室の中に監査役スタッフ事務局を設置し、兼務のスタッフを数名配置しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 監督機能・業務執行機能の状況
当社は、月1回の定時取締役会、随時開催される臨時取締役会、月に数回行われる経営会議による審議とあわせ、機動的かつ十分な検討を経て、意思決定を行っています。当社の取締役は社外取締役2名を含む11名であり、取締役の経営責任を明確にするため、任期を1年としています。また、業務執行の責任と権限の明確化を図り、意思決定の迅速化と効率的な業務運営を行うため、執行役員制度を導入しています。
さらに、内部統制推進委員会、コンプライアンス推進委員会、危機管理委員会、貿易管理委員会等の各種委員会を設置し、業務執行上必要な特定事項について審議を行い、合理的な審議・経営判断を目指すと同時に、コンプライアンス等についての相互牽制機能も果たしています。

2. 監査機能の状況
(1)監査役監査
当社は、監査役の独立性と透明性の強化の観点から、監査役5名のうち3名が社外監査役、2名が社内監査役という構成となっています。各監査役は、監査役会が定めた監査方針・業務分担に基づいて、取締役会出席、業務・財産状況の調査等により取締役の職務の執行に対する監視機能を果たしております。さらに、会計監査人や内部監査部門(業務監査室)とも緊密な連携を図り、それぞれの監視機能の向上に役立てています。
(2)内部監査
当社の内部監査部門である業務監査室は業務監査規程や監査計画に基づいて、公正で独立的な立場で、全部門の業務遂行の適法性と妥当性についての内部監査を行い、経営トップに対し監査結果の報告と改善の提言等を行っています。
(3)会計監査
当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を結び、会計監査を受けています。会計監査業務の執行は、同法人の業務執行社員である公認会計士、由良知久、前田隆夫の2氏により行われています。また、監査役は、会計監査人から監査の品質管理体制について文書等による説明を受け、その妥当性を確認しています。
(注)継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しています。

3. 指名、報酬決定等の機能の状況
取締役会で、取締役・監査役候補者の指名及び執行役員の選任、並びに、取締役・監査役と執行役員の報酬に関する議案を上程する際には、その上程に先立ち、代表取締役社長から独立社外取締役に事前説明を行い、独立社外取締役の意見または助言を求めることとしています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の事業内容は、化学品・食品の両分野で、非常に多岐にわたっており、かつそれらの事業が有機的に結びついているという特徴を持っています。そのため、役員は当社グループの事業全体や業界の事情に精通し、かつ、役員相互で情報交換を行い、連携することが求められます。
当社では、取締役会の合議による意思決定と監査役制度によるコーポレート・ガバナンスが、経営機能を有効に発揮・機能させる最適なシステムだと認識しています。
重要な意思決定については、取締役会及び経営会議で審議することにより、取締役全員が業務執行の状況、透明性、適正性、妥当性を把握、共有し、取締役の相互監視機能を確保しています。
また、2名の独立社外取締役が、経営陣とは独立した客観的な見地から、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた助言と、経営の監督を行っています。
監査役は、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席することにより、取締役の業務執行を十分に監視できる体制になっています。
監査役5名のうち社外監査役は3名であり、客観的な見地から経営監視の役割を担っています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知の発送時期を法定期限よりも早めています。
集中日を回避した株主総会の設定	2000年より、定時株主総会の集中日の回避に努めています。
電磁的方法による議決権の行使	2007年6月定時株主総会より、電磁的方法による議決権行使を導入しました。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2010年6月定時株主総会より、議決権行使プラットフォームへ参加しています。
その他	株主総会のビジュアル化（パワーポイントによる事業報告）を導入しています。 また、総会後の株主懇談会の開催により、株主と経営陣、株主同士のコミュニケーションの場を提供するとともに、製品展示コーナーを設けるなど、IR型株主総会を目指しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、下記のディスクロージャーポリシーを定め、ホームページ等で公表しております。 1. ディスクロージャーの基準 当社では、金融商品取引法等の関係法令及び東京証券取引所定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則(以下「適時開示規則」という)」に従い、正確、適時かつ公平に情報の開示を行っていきます。 また、それ以外の情報に関しても、当社をご理解いただくうえで必要または有用と判断されるものについても同様に開示を行います。 2. 情報開示の方法 適時開示規則に該当する情報の開示は、東京証券取引所の提供する「適時開示情報伝達システム（TDnet）」にて公開をしております。なお、報道機関に対しては、東京証券取引所内記者クラブ(兜倶楽部)を通じた公表を行います。 金融商品取引法に従う有価証券報告書等の報告書類は、所轄の財務局へ提出するとともに、東京証券取引所へ遅滞なく提出いたします。有価証券報告書等の報告書類は備え置き、公衆の縦覧に供します。 公表した情報は、適時に当社ホームページ上にも掲載いたしますが、TDnetにて公開した全ての情報が本ホームページに掲載されるものではございません。 3. 沈黙期間 当社では、株価に影響を与える情報の漏洩を防止するため、当該期の決算発表日に「沈黙期間」を設けて、決算に関するコメントやお問い合わせへの回答を控えさせていただきます。 ただし、「沈黙期間」中であっても、決算内容が既に発表した業績予想から大きく乖離することが見込まれる場合には、適宜、情報の開示を行います。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末及び中間期末に決算説明会を開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページにIRサイトを設け、決算短信、有価証券報告書、事業報告書、決算説明会資料を掲載しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	法務・広報部 総務・広報GがIRを担当しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「ADEKAグループ行動憲章」及びステークホルダーとの関係別に構成した「コンプライアンス行動ガイドライン」でステークホルダーの要請・利益に配慮した事業活動の重要さを訴えています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境マネジメントシステム ISO14001を全工場で取得し、環境負荷の低い製品開発、省エネ、省資源、廃棄物削減に取り組んでいます。また、環境保全に加え、社会性、経済性の情報を加えたCSRレポートを発行しています。なお、2007年3月より、CSR推進専門委員会を設置し、CSR 基本方針に基づき、組織的に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページにディスクロージャー・ポリシー並びに東京証券取引所に提出した適時開示に係る宣誓書及びその添付書類「会社情報の適時開示に係る社内体制の状況について」を掲載しております。
その他	【人事理念について】 ADEKAグループは、「安全で働きやすい環境を確保するとともに、人権の尊重と公平な処遇を行い、従業員のゆとりと豊かさを実現し、従業員の個性と自主性を尊重した活力ある企業を築く」ことをグループ行動憲章にて宣言しています。 上記理念に則り、従業員一人ひとりの人間性と個性を尊重し、能力の発展段階と発揮した成果に応じた公正な処遇と自己実現の支援に努めています。 【女性の活躍推進に向けた取り組みについて】 当社では、「管理職に占める女性比率を2021年までに5%にする」ことを目標に、一般事業主行動計画を策定しております。(http://www.adeka.co.jp/company/mhlw.html) 当該行動計画に基づき、2016年4月には下記の制度改定を行っており、性別に関係なく従業員が活躍できる環境づくりに努めています。 ・短時間勤務制度の拡充(短縮単位を30分単位から15分単位へ変更) ・介護休暇の拡充(半日単位での取得を認める)

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムは、(1)業務の有効性と効率性、(2)財務報告の信頼性、(3)関連法規・定款等の遵守、(4)資産の保全の達成に関する合理的な保証の提供という目的のために、取締役会、経営者、その他、当社の構成員が一丸となって取り組むべきプロセスであるとの認識の下、2007年3月に発足した内部統制推進委員会を中心に、全社を上げてその整備・強化に取り組んでいます。
なお、会社法第362条及び会社法施行規則第100条に基づく「業務の適正を確保する体制(内部統制システム)に関する基本方針」(2006年5月制定、2008年3月改訂)について、2015年5月1日の改正会社法と改正会社法施行規則施行に伴い、2015年5月開催の臨時取締役会において、改訂決議を行いました。
今後、下記の基本方針に基づく具体的な推進活動を行うとともに、P-D-C-Aのサイクルを回し、より実効性の高いシステムを構築してまいります。
当社の「業務の適正を確保する体制(内部統制システム)に関する基本方針」の概要は以下のとおりであります。

1. 業務運営の基本方針
(1)経営理念
「潮流の変化に鋭敏であり続けるアグレッシブな先進企業を目指す」/「世界とともに生きる」
世界市場で競争力のある技術優位な製品群を中心にグローバルな事業展開を加速し、独自性のある優れた技術で時代の先端を行く製品と顧客ニーズに合った製品を提供することにより、世界貢献を目指す。また、経営環境の変化に鋭敏に対応し、ステークホルダーの要請や利益に配慮した健全な経営により、国際社会との調和を目指す。
(2)ADEKAグループ行動憲章
以下の「ADEKAグループ行動憲章」を定め、業務活動の指針とする。
i)法令の遵守と社会倫理に則った公正・透明な企業活動
ii)安全で高品質な商品・サービスの提供
iii)環境の保全
iv)社会からの信頼確保のための友好的かつ積極的なコミュニケーション・社会貢献活動
v)適切かつ公正な情報開示
vi)働きやすい職場環境
vii)反社会的勢力の排除
viii)健全で持続的な発展と社会への還元

2. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)コンプライアンス推進組織
役員及び社外弁護士1名で構成される「コンプライアンス推進委員会」を設置、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。各部門には、コンプライアンス推進責任者(原則統括部門長)及びコンプライアンス推進担当者を設置する。
(2)グループ・コンプライアンス規程
「グループ・コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス推進組織体制の整備、教育・啓蒙等のコンプライアンス運営、内部通報制度の運用等を推進する。
(3)倫理綱領・マニュアル
「ADEKAグループ行動憲章」、「コンプライアンス行動ガイドライン」、「コンプライアンス・ケースブック(事例集)」等の倫理綱領やマニュアル類を活用し、法令遵守を徹底する。また、定期的に内容の見直しを行うものとする。
(4)コンプライアンス教育・研修
各部門のコンプライアンス推進責任者に対しコンプライアンス教育を実施し、各責任者が自部門員に周知徹底して浸透させるカスケード方式を軸に、階層別研修とテーマ・法令別研修を組み合わせた教育・研修制度により、全社に広くコンプライアンス意識を徹底させる。また、社内報等の社内メディアを活用し、啓蒙を図る。
(5)モニタリングと業務監査
i)法令遵守状況やコンプライアンス意識の浸透度等の定期的にモニタリング、調査
ii)業務監査室によるコンプライアンスに関する内部監査結果のコンプライアンス推進委員会への報告等、コンプライアンス推進委員会と業務監査室の連携
iii)コンプライアンス推進委員会の活動状況とコンプライアンス上の問題に関する取締役会及び監査役への報告
(6)内部通報制度
内部通報窓口を設置し、コンプライアンス違反行為の早期発見と情報確保に努める。
また、内部通報制度の一層の強化・機能充実を図り、公益通報者保護法に対応するため、通報義務、通報手順及び通報者保護等を明確化したコンプライアンス内部通報規程を制定する。
(7)内部統制システム推進組織
会社法及び会社法施行規則に基づく内部統制システムの具体的運用と推進に加え、金融商品取引法に基づく「財務報告に係わる内部統制の評価及び報告」のためのシステム構築・整備(日本版SOX法対応)を目的として、内部統制推進委員会(本部格)を設置し、その下に業務別の分科会を設け、全社レベルで内部統制システムの強化に取り組む。
(8)反社会的勢力による被害の防止及び関係遮断
当社は、CSR、コンプライアンスへの重要な取り組みとして、反社会的勢力の排除に努める。当社は、反社会的勢力による被害の防止、関係の一切遮断を目的として、反社会的勢力への対応を所管する部署を法務・広報部と定めるとともに、事案発生時の報告及び対応に係るマニュアル等の整備を行い、反社会的勢力には警察等関係機関とも連携し、毅然と対応していく。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
適正な経営判断を担保するため、経営上重要な案件については、調査と会議の原則に基づき、取締役会、経営会議による意思決定を行い、その議事録を、当該意思決定の際に用いた関連資料とともに、保存する。執行ラインに権限委譲された業務は、稟議、決裁による承認手続きを行い、稟議書・決裁書を関連資料とともに保存する。
取締役の経営責任についてのトレーサビリティを確保するため、これら意思決定プロセスに関する情報の保存・管理を以下のとおり行う。
(1)文書管理規程及び文書保存・廃棄基準に基づき、以下の書類を保存する。
i)株主総会議事録、ii)取締役会議事録、iii)経営会議議事録、iv)稟議書・決裁書、v)会計帳簿、計算書類、vi)その他文書管理規程に定める文書
(2)インデックス化や電子ファイルの活用により、検索性の高い保存に努めるものとする。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制(リスク管理体制)
(1)危機管理委員会の設置
危機管理委員会を組織し、各部のリスクの洗い出しと評価、危機管理マニュアルの立案と、危機管理体制のチェック等を行う。
(2)危機管理マニュアル

危機管理委員会が制定する「危機管理マニュアル」に基づき、リスクカテゴリー毎の責任部署を定め、緊急事態の発生時に、
被害を最小限に止める体制を取る。
(3)緊急対策本部の設置
緊急度・重要度の高いケースでは当該事項の主管部署の担当役員を本部長とする緊急対策本部を設置し、危機管理マニュアルに
基づき、組織的に対応する。
(4)リスク管理の監査
業務監査室は、部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役及び取締役会に報告する。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)執行役員制度
執行役員制度により、意思決定と業務執行の分離を図り、意思決定の迅速化と、業務執行責任の明確化を図る。
(2)経営会議
取締役会の承認を要する重要事項の事前審議または取締役会の定めた基本方針に基づく経営執行上の重要事項につき、
審議迅速化、情報共有化を図る目的で経営会議を設置する。経営会議は、常勤取締役と当該議題に直接関与する執行役員で構成し、
取締役会から執行役員に権限委譲された業務執行のうち、重要案件を合議で決定する。
(3)役員の任期
取締役と執行役員の経営責任を明確化し効率化を促す目的で、任期を1年とする。
(4)職務権限・意思決定・業務遂行ルールの明確化
社内規程に基づき職務権限、意思決定及び業務遂行のルールを明確化し、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を取る。
(5)予算管理制度
期初に部門毎に数値目標の設定を行い、管理会計の手法を用いて進捗、達成状況をレビューし、結果をフィードバックすることにより、
業務の効率性を確保する。
また、会計システムにITを活用し、業務の効率化を図る。

6. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)子会社から当社への業務の執行の報告に関する体制
当社の代表取締役は、各子会社の代表取締役から、週報・月報制度により、定期的に、経営企画部を通じて報告を受けるほか、
当社が主催するADEKA社長会、グローバル戦略会議等において、各社の事業の状況や経営課題について報告を求める。
また、各子会社の株主総会に出席し事業報告を受けるほか、当社から各子会社への派遣取締役・監査役を通じて、
各社の取締役会で業務の執行状況の報告を求め、情報収集に努める。
(2)子会社の危機管理に関する体制
当社は、各子会社に危機管理に関する組織の設置や責任者の選任等、その業態及び規模に応じた体制の構築・整備と、
その運用状況の報告を求める。
また、当社は子会社での事故・災害・法令違反等が発生し、またはその恐れがある場合、速やかに当社に報告することを求める。
子会社で発生した緊急事態により、当社または他の子会社への重大な影響が懸念される場合、
当社は、当該子会社と合同の緊急対策チームを組織し、両社協力して対応にあたり、被害を最小限に止める体制を取る。
(3)子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は管理会計の手法を用いて子会社の予算の進捗、達成状況をレビューし、その結果を当該子会社にフィードバックする。
また、当社は、グローバル経営管理システムを通じて、子会社との間で経営管理分析のためのデータを共有し、即時の情報収集を
可能とすることで、経営判断に有効な情報を提供し、業務の効率化を図る。
(4)グループ会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、グループ共通の倫理綱領や、各種規程・マニュアル等を定め、これらを各子会社と共有することにより、グループ一体となった
コンプライアンス体制を取る。
当社は、各子会社に、コンプライアンス推進部署の設置や推進責任者の選任等、その業態及び規模に応じた体制の構築・整備と、
その運用状況の報告を求め、各子会社の社長及びコンプライアンス推進責任者で構成されるグループ・コンプライアンス協議会を開催し、
各社のコンプライアンスの課題を協議し、意識と情報の共有化を図る。
さらに、当社からの派遣役員、当社監査役、業務監査室によるモニタリングと、グループ共通の内部通報窓口により、
コンプライアンス違反の早期発見に努める。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人
当社は、監査役の職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という）の独立性の確保と監査役の指示の実効性の確保に関し、以下の体制を
整えた上で、補助使用人を置くものとする。
(1)監査役から監査業務に必要な指示を受けた補助使用人は、当該指示に従い、監査役の指示に関して、取締役等からの指示命令は
受けないものとする。
(2)当社は、補助使用人には監査役の指示を遂行しうるスキルと経験を有する者を起用する。
(3)補助使用人の人事異動、人事評価、賞罰等については、監査役の事前の同意を得るものとする。

8. 監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)取締役会等への出席及び代表取締役との定期連絡会
監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、代表取締役との連絡会を定期的に行い、経営、コンプライアンス等に
関する重要な事項等の報告を受ける。
(2)監査役の権限
監査役は業務監査室長から内部監査結果の報告を受け、取締役、執行役員及び使用人から重要な社内会議の資料、決裁手続きに
関する資料の閲覧を求めることができる。
(3)コンプライアンス推進委員会との連携
i)コンプライアンス推進委員会への出席
監査役は、コンプライアンス推進委員会に出席するほか、コンプライアンス推進委員会から随時、コンプライアンス活動の状況の報告を受ける。
ii)内部通報窓口
・コンプライアンス推進委員会事務局は、内部通報窓口に対して行われた通報を、常勤監査役に対し、適時に報告する。
・通報者の匿名性の確保、守秘義務、及び、通報者の不利益取扱いの禁止等を定めた社内規程に基づき、当社は、監査役と協力して、
内部通報窓口の公正な運営、通報案件の適正な処理と、通報者の保護を図るものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本方針
(1)行動憲章の中での基本方針
グループ行動憲章において、「反社会的勢力の排除」を掲げ、「ADEKAグループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な企業活動
に圧力を加える反社会的勢力及び団体との関係を一切排除し、不当な要求を断固拒絶する」旨をうたっています。
(2)特防連への「宣言」の提出

当社は、反社会的勢力、団体の実態を把握し、それらとの関係を完全に遮断し、断固としてこれらを排除する決意（絶縁宣言）を法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会宛に「宣言」を提出し、社内外に明言しています。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1)対応統括部署

当社では、法務・広報部が反社会的勢力排除に向けた対応の統括部署として、全社への啓蒙活動、相談受付等を行っております。

(2)外部の専門機関との連携状況

当社は特防連に加盟、本社及び各事業所を管轄する警察署や顧問弁護士との連携を取っています。個別の案件については、特防連事務局宛にFAX（特防１１０番）で照会を行い、対応を相談しております。

(3)反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

反社会的勢力に関する情報は、特防連から提供される資料や、地区の特殊暴力防止対策協議会の部会での情報交換により収集しています。集めた情報は、社外に漏れることのないように厳重に管理をしています。

(4)対応マニュアルの整備状況

当社では、不当要求の事例と対応の基本を掲載した「不当要求対応マニュアル」を作成し、社内LAN で公開、共有して、従業員の啓発に努めております。

(5)研修活動の実施状況

上記マニュアルの作成、改訂時に随時説明会を実施しているほか、特防連作成のビデオを各事業所に貸し出すなど、研修活動を行っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明 更新

2007年5月24日開催の当社取締役会において導入し、2013年6月21日開催の当社定時株主総会において継続を承認された、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針の有効期間満了に伴い、2016年6月24日開催の当社定時株主総会においてその継続が承認されました。

1. プランの概要
当社は、「潮流の変化に鋭敏であり続けるアグレッシブな先進企業を目指す」、「世界とともに生きる」という経営理念の根底に流れる「本業を通じた社会貢献」というCSRの思想と、そのような経営で培われたステークホルダーとの良好な信頼関係こそが当社企業価値の源泉であるとの考えのもと、社会環境の変化を鋭敏にとらえ、当社の持つ先進技術を積極的に駆使することにより、新しい社会的課題への解決策を提供するとともに、当社を取り巻く全てのステークホルダーの利益に配慮した、健全かつ持続的な成長・発展を目指し、社会から信頼され、真に必要とされる企業となるべく、経営を行っております。

以上の経営方針に鑑み、当社の企業価値や株主共同の利益が損なわれる可能性があるような大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考え、これらの者に対しては、対抗措置を発動することがあります。

(1)議決権割合が20%以上となるような当社株券等の取得を行おうとする者には、所定の事項を記載した「意向表明書」及び当社が要求する情報を提出していただきます。当社取締役会は、当該情報を受領後、直ちに、社外役員及び社外有識者で構成される独立委員会に提出するとともに、適時開示を行います。
(2)取締役会と独立委員会が大規模買付提案についての評価・検討・意見形成等を行う所定の評価・検討期間中は、大規模買付者は、大規模買付行為を実施することはできません。
(3)独立委員会は、大規模買付提案について評価・検討のうえ、当社取締役会に対して、以下のような勧告をします。なお、本プランに基づき発動する対抗措置は、原則として、会社法第277条以下に規定される、新株予約権の無償割当てとします。
・大規模買付ルールが遵守された場合
独立委員会は、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の不発動を勧告します。ただし、大規模買付ルールが遵守された場合であっても、
当該大規模買付行為が「濫用的買収」と認められ、対抗措置が相当と判断した場合には、独立委員会は、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。独立委員会の委員全員の一致により対抗措置の不発動の勧告を行う旨の判断に至らなかった場合には、独立委員会は、本プランによる対抗措置の発動につき株主総会に諮るべきである旨、取締役会に勧告します。この場合、取締役会は、対抗措置の発動についての承認を議案とする株主総会を速やかに招集します。当該株主総会において対抗措置の発動の承認が得られた場合、取締役会は対抗措置を発動します。
・大規模買付ルールが遵守されなかった場合
独立委員会は取締役会に対して、原則として対抗措置発動を勧告します。この場合、取締役会は、取締役会の決議のみで対抗措置を発動することができるものとします。

2. プランの有効期間
2016年6月24日開催の当社第154回定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

プランの詳細につきましては、当社ホームページ(http://www.adeka.co.jp/news/2016/PDF/160519.pdf)をご覧ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。
1. 情報開示に関する基本方針
株式会社ADEKA(以下ADEKA)及びADEKAグループ(以下ADEKAグループ)では、ADEKAグループ行動憲章の中で「適切かつ公正な情報開示」を指針として定めています。
「ADEKAグループは、社会に役立つ企業情報を適時、適切に提供します。また、顧客のプライバシーを含む機密情報保護の重要性を十分認識し、顧客データその他の社内情報の取扱いについては、社内規則に則り、適切かつ厳正に管理します。」

2. 社内規程・基準
ADEKA及びADEKAグループでは、以下の規程・基準により、内部情報の報告義務、収集、一元管理及び適時開示を行っています。
(1)内部者取引防止規程
内部者取引防止規程第3章「内部情報の公表」の中で、i)重要事実の発生後、遅滞ない公表、ii)公表者(社長または法務・広報部担当役員)、iii)公表窓口(法務・広報部)を定めています。
(2)ADEKAグループ内部者取引防止運用基準
金融商品取引法による内部者取引規制の子会社等への適用に伴い、「ADEKAグループ内部者取引防止運用基準」を制定し、運用しています。
i)情報管理事務局、情報取扱責任者の設置
ADEKA及び子会社等各社に、内部情報を集約し、管理するための事務局(「情報管理事務局」)を設置し、情報取扱責任者を定めています。
ii)情報管理事務局本部への情報集約
各社の情報管理事務局で集めた社内情報は、ADEKA本体の情報管理事務局(ADEKAグループ全体の内部情報管理を統括する情報管理事務局本部)に集約、一元管理され、公表されます。
iii)内部情報の報告義務
ADEKA及び子会社等の役職員は、内部情報を知ったときは、速やかに「内部情報連絡票」により、自社の情報管理事務局を経由して情報管理事務局本部への報告を義務付けています。

3. 社内組織体制

(1)情報取扱責任者　　取締役執行役員　田島興司
(2)社内組織の概要図　別紙「内部情報管理と適時開示のための社内組織概要図」のとおり

4．東京証券取引所への適時開示までの流れ
情報取扱責任者は、決定事実については取締役会承認決議後、決算情報については数値確定後（通常は取締役会承認後）、
発生事実については当該事項の発生を知った役員や従業員から情報管理事務局への報告を義務付け、遅滞なく、
適時開示を行います。
情報開示の際には、正確性、適正性を確保するため、取締役会及び代表取締役に報告し、開示内容の確認を行った上で、
公表しています。

ADEKAグループ コンプライアンス組織体制図

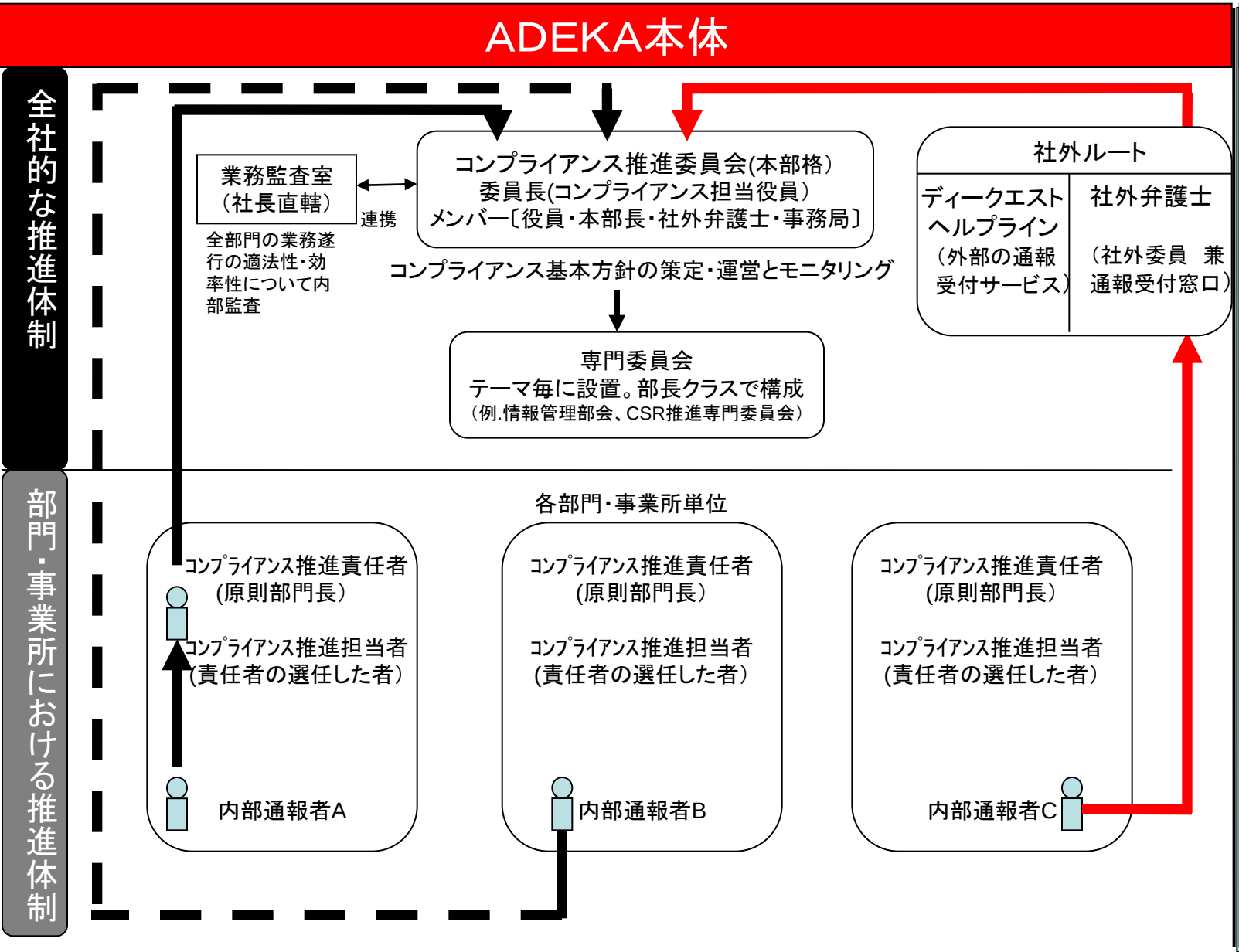

グループ

グループコンプライアンス協議会

ADEKAグループのコンプライアンスの徹底に努め、各社連携して、コンプライアンス体制作りを行うため、グループコンプライアンス協議会を設置。
コンプライアンスに関する連絡と情報交換を行う。

当社のコーポレート･ガバナンス概要図（経営管理体制図）

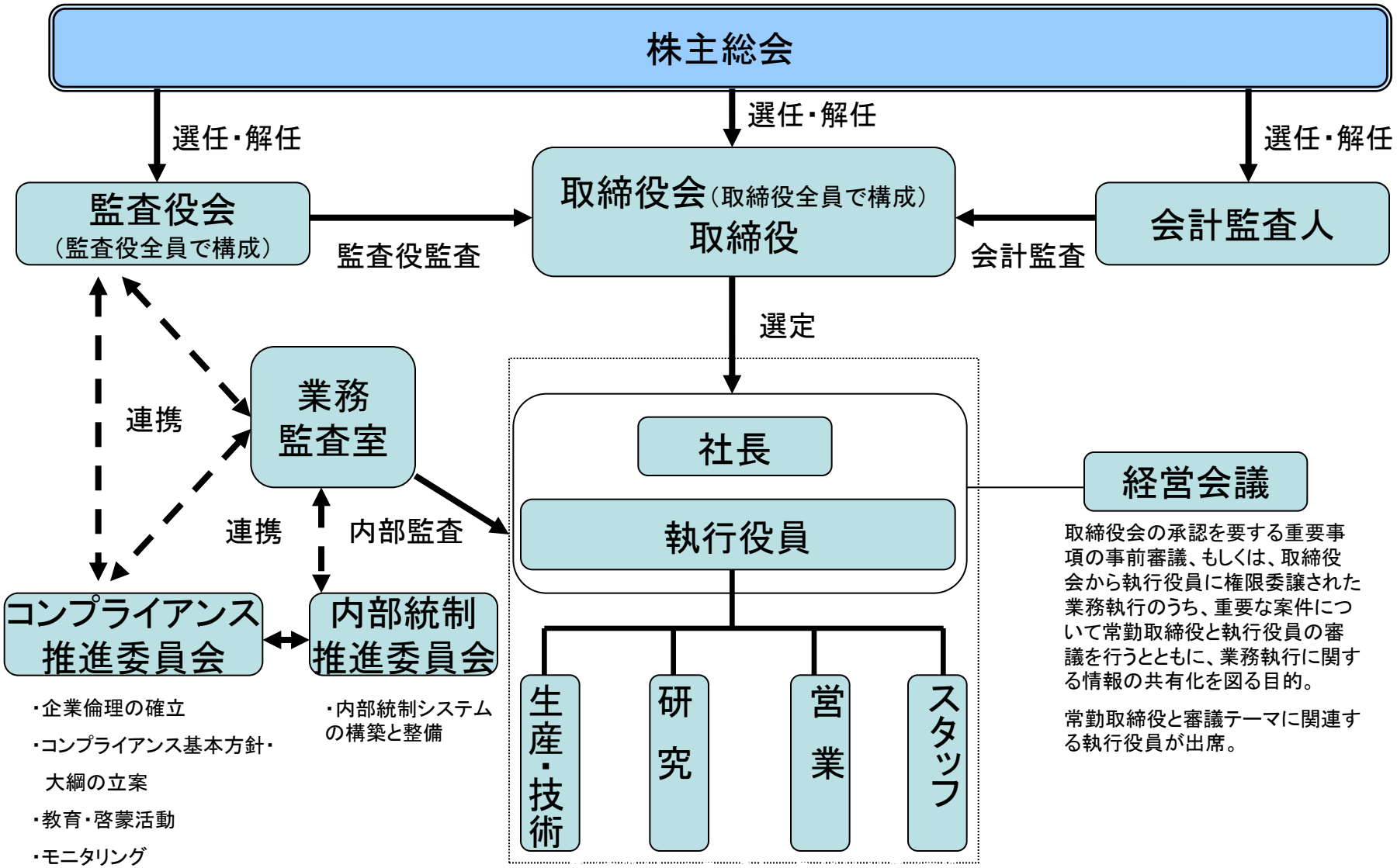

取締役会の承認を要する重要事項の事前審議、もしくは、取締役会から執行役員に権限委譲された業務執行のうち、重要な案件について常勤取締役と執行役員の審議を行うとともに、業務執行に関する情報の共有化を図る目的。

常勤取締役と審議テーマに関連する執行役員が出席。

･企業倫理の確立
･コンプライアンス基本方針･大綱の立案
･教育･啓蒙活動
･モニタリング

･内部統制システムの構築と整備

内部統制推進委員会の分科会構成

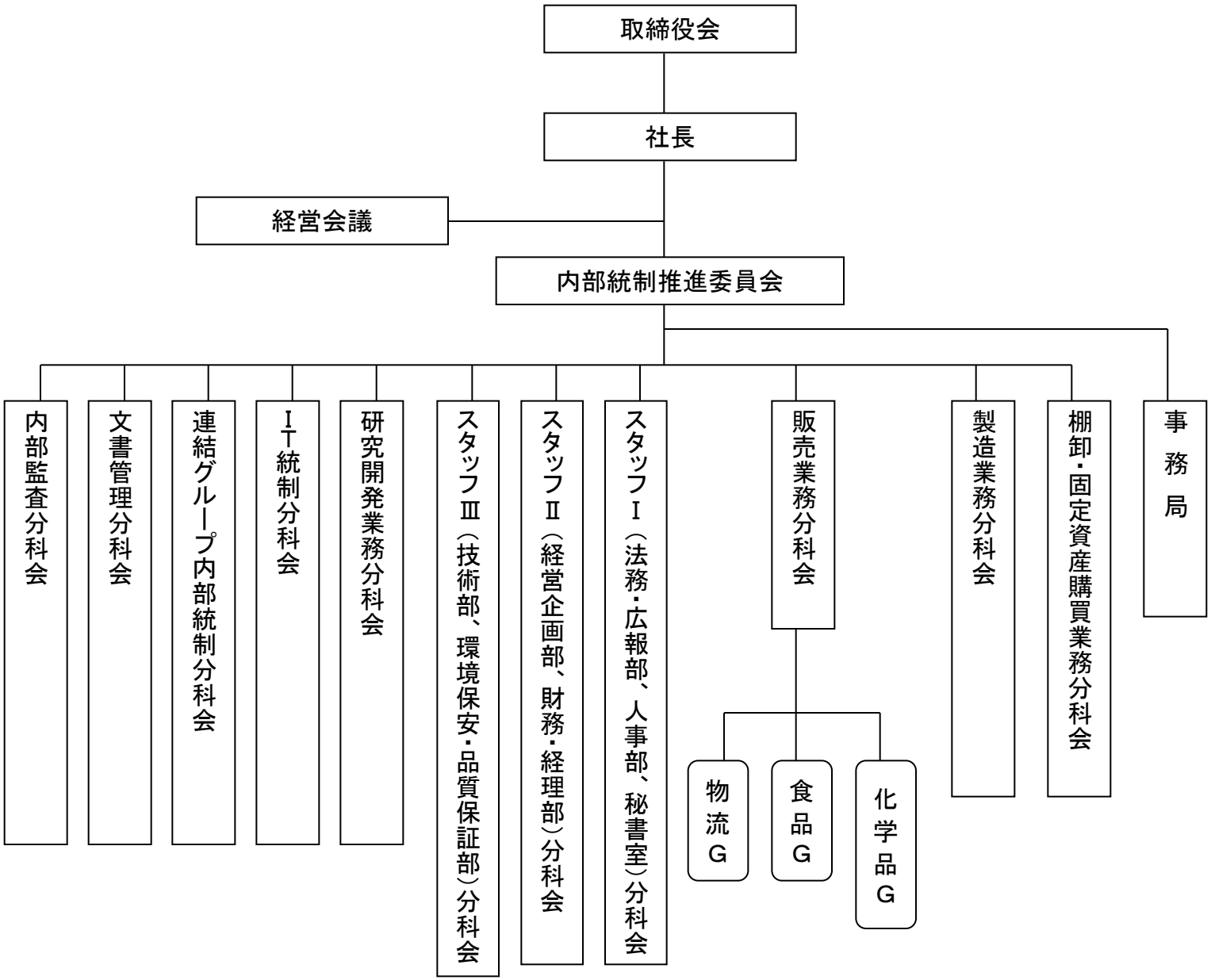

内部情報管理と適時開示のための社内組織概要図

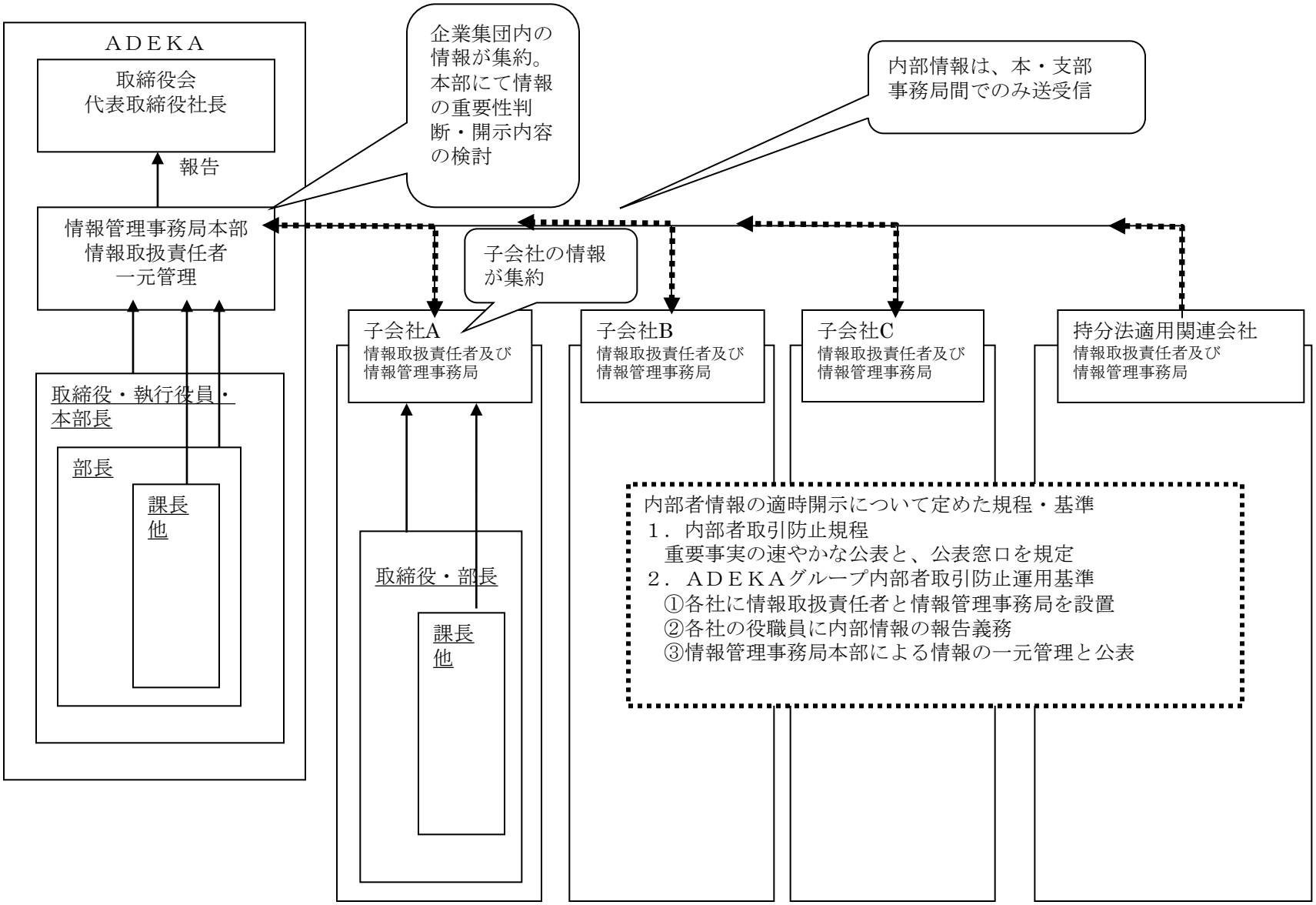

適時開示までの流れ

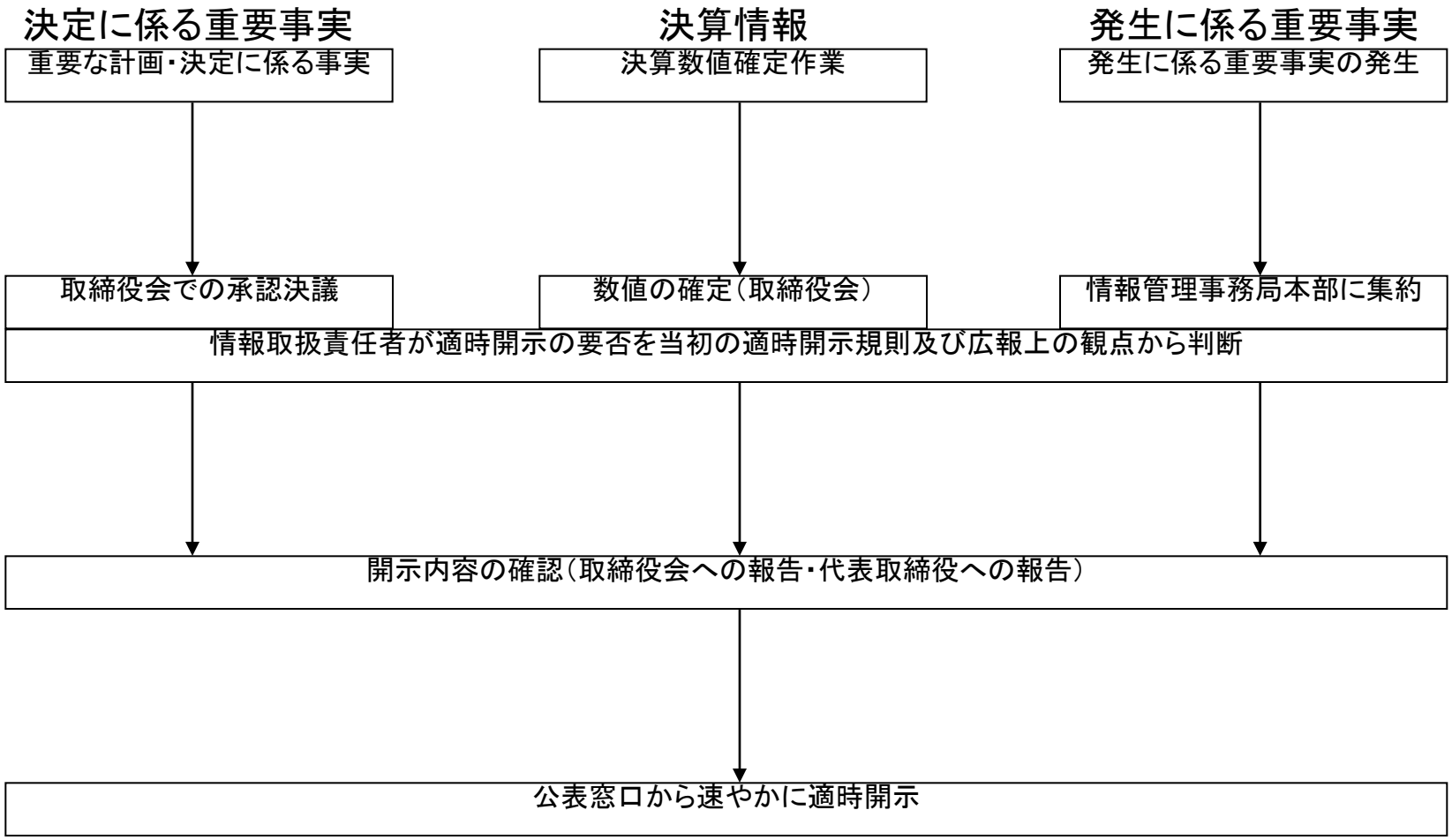
決定に係る重要事実
決算情報
発生に係る重要事実
重要な計画・決定に係る事実
決算数値確定作業
発生に係る重要事実の発生
取締役会での承認決議
数値の確定（取締役会）
情報管理事務局本部に集約
情報取扱責任者が適時開示の要否を当初の適時開示規則及び広報上の観点から判断
開示内容の確認（取締役会への報告・代表取締役への報告）
公表窓口から速やかに適時開示

グループ コンプライアンス体制

1. グループコンプライアンス協議会の設置

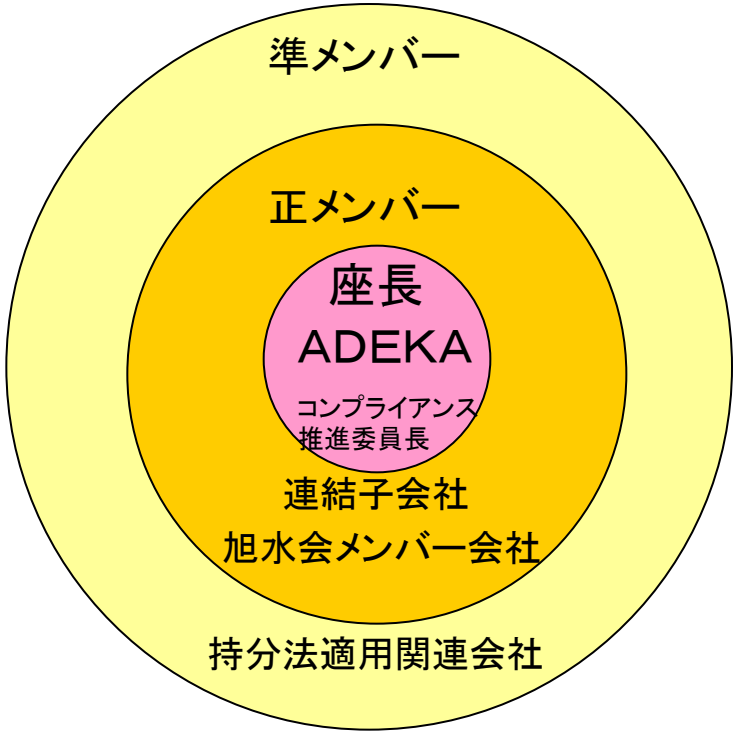

1. 目的:
   ADEKAグループのコンプライアンスの徹底に努め、
   各社連携して、コンプライアンス体制作りを行う。
   そのため、グループコンプライアンス協議会を設置。
   コンプライアンスに関する連絡と情報交換を行う。
2. メンバー:

①座長:ADEKA	コンプライアンス推進委員長
②正メンバー会社1	連結子会社
③正メンバー会社2	上記以外の旭水会メンバー
④準メンバー会社	持分法適用関連会社

3. 開催頻度:
   年に2回および臨時に開催

2. 子会社・関連会社の監督

(1)グループ企業に取締役および監査役を派遣し、業務の監督を行う。
(2) グループ会社は、当社業務監査室の定期的な内部監査を受け入れ、
その報告を受ける。
グループ会社に対する監査の結果は、当社の代表取締役と監査役に
報告される。